

## スマート農業導入支援事業実施要領

### 第1 事業の目的

近年、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足が進み、農業を継続するにあたり支障が生じている。そこで、町単位で広域化した集落営農組合やその構成団体が、広大な農地を管理する場合には、スマート農業を導入することで、農作業を省力化するとともに、効率化することにより、農業のさらなる振興と農地の適切な管理につなげる。

### 第2 事業対象者

- (1) 市内の集落営農組合
- (2) 市内で農業を営む農業法人

### 第3 事業内容

リモコン式自走草刈機や無人草刈ロボット（以下、リモコン式自走草刈機等、という。）の導入および多機能型自動給水機および給水栓（以下、水管理システム、という。）の導入。

### 第4 成果目標

第2の対象者が実施する事業に対応する以下の項目を、成果目標とする。

#### (1) 集落営農組合

2年以内に町単位の広域集落営農組合として法人化すること、または、当該年度内に一定期間耕作されていない農地を新たに1ha以上復元し、管理すること。

#### (2) 農業法人

2年以内に町単位の広域集落営農組合として法人化する団体の構成員となること、または、当該年度内に一定期間耕作されていない農地を新たに1ha以上復元し、管理すること。

### 第5 補助率及び補助金の額

事業を実施する場合の補助率及び補助金の額は、予算の範囲内において、次の通りとする。

#### (1) リモコン式自走草刈機等の導入

補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は3,000千円を上限とする。千円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### (2) 水管理システムの導入

補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は3,000千円を上限とする。ただし、水管理システム1台あたり75千円を上限とする。千円未満の端数は切り捨てるものとする。

### 第6 事業の実施

- 1 本事業の実施主体は、公募により選定するものとする。
- 2 本事業を実施しようとする者は、次の書類を市長に提出するものとする。
  - ア. 応募申請書（様式第1号）
  - イ. 実施計画書（様式第2号）
- 3 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、当該事業実施計画が適当と認められる場合はこれを承認する。
- 4 市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び経済観光局農政部所管補助事業等の交付に関する要綱の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

### 第7 導入機械等の管理

事業実施主体は、本事業で導入する農業用機械及び設備について、適正な管理及び効果的な利用に努めるものとする。

### 第8 事業の実績報告

- 1 事業実施主体は、事業の達成状況について、事業実施の年度末までに、次の書類を市長へ報告を行うものとする。

ア. 事業達成状況報告書（様式第3号）

- 2 市長は、事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、事業実施主体に対し、同条1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

#### 第10 補助金の返還

事業実施主体が、第4の成果目標を達成することができないと認められるとき、又は、神戸市補助金等の交付に関する規則第20条に該当するときは、補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

#### 第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則 この要領は、令和2年4月1日より施行する。